東大阪市 議会だより

No. 145　議会だより編集委員会　東大阪市荒本北50番地の４

平成18年12月15日発行　電話06(4309)3294　FAX06(4309)3868　http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/gikai/

長尾市長の無責任な答弁で採決できず

九月議会　三十一議案を審議未了で閉会

第３回定例会

―９月20日～10月30日―

平成十八年第三回定例会は、九月二十日から十月三十日まで会期延長を含め四十一日間にわたって開かれました。

今期定例会は、市長改選後初めての議会となることから、本会議冒頭に市長から所信表明が行われ、当初予算を肉付けする補正予算をはじめ、平成十七年度決算の認定議案、条例改正等四十七件の市民生活に直接関わる議案が提出され、審議を行いました。

その結果、職員の再任用に関係する予算等十六件は九月二十六日に先議案件として議決され、また、先議案件を除く三十一件は審議未了となりました。（二面別表のとおり）

なお、議員提案により十月十七日には「北朝鮮の地下核実験に抗議し、核の廃棄を求める決議」が、また、最終日には、特殊勤務手当を全廃する「職員給与条例等の一部改正条例」並びに「長尾市長に対する問責決議」が可決されました。

このほか、九月二十八日、十月二日、三日、四日には代表、個人あわせて十七名の議員が質疑、質問を行いました。

今定例会の経過

今定例会は、市長改選後、初めて開かれる議会であり、開会初日には市長の所信表明が行われました。

また、平成十八年度当初予算は必要最小限の経費を見込んだ骨格予算となっていたことから、補充するための補正予算をはじめ、四十七件が提案されました。

今回、先議案件として職員の再任用に係る補正予算並びに障害者自立支援法の施行に伴う条例改正等十六件が審議されましたが、職員の再任用に係る予算を削除する修正案が議員から提案され修正可決、他の議案は原案どおり可決いたしました。

また、本会議の代表、個人質問では市長の選挙公約及び所信表明の実現と「集中改革プラン」の間には明らかに矛盾があるとのことから問題となり、審議が中断、紛糾しました。

また、後日開催の委員会審議においても、本会議同様、市長を初め理事者の不十分な答弁や審議資料の提出の遅れ等から審議が進まず、会期末を迎えました。

このことから、市長には議会への説明責任を十分果たすことを申し入れた上で、当初の会期を十三日間延長しました。

しかし、その後の委員会審議においても一向に改善が図られず、市長の不明確、不明朗な答弁ではこれ以上審議を継続しても採決のめどが立たず、議了するには至らないとの判断から市長提出の議案三十一件を審議未了として処理しました。

一方、最終日には議員から職員の特殊勤務手当を全廃する「職員給与条例の一部改正」や「長尾市長に対する問責決議」が提案され、可決しました。

なお、審議未了となった三十一案件は十月三十一日に地方自治法の規定により市長の専決処分が行われました。

長尾市長の問責決議を可決

公明党、自民党、リベラル、市議会自民党クラブ、自民党市政刷新クラブの五会派の四十名の議員から長尾市長に対する問責決議案が定例会最終日に提出され、賛成多数で可決しました。

問責決議の提案の趣旨は、まず市政運営の基本姿勢に関わる問題において、市長の答弁内容に矛盾があり、その点を認めることなく、不遜な態度をとり続ける市長は行政執行の責任者としての自覚に欠ける。

また今定例会の招集の遅れは、市長としての当事者能力の欠如であり、議案提出にあたっても議会との事前調整を行わず、その後の審議においても説明責任を果たすことなく、審議未了となったことは、すべて市長の優柔不断、極めて無責任な対応にあることは明白であり、猛省を促し、問責する。

なお、共産党議員から市長は市民との公約実現に努力すると答弁しており、問責決議には値しないとの反対の討論がありました。

（決議文の要旨は七面）

新議員紹介

七月二日の選挙において当選されました。

岡　修一郎(32)
自由民主党

ラグビーのまち 東大阪

かがやくもみじに ハイポーズ！

（花園中央公園）

春夏秋冬

さわやかな秋空のもと、ほっぺを染めた子どもたち。お母さんと一緒にお散歩です。

この議会だよりは、古紙配合率100%再生紙を使用しています